指定農薬危被害防止対策推進要領

制定:平成5年12月28日付け5農技第602号 改正:平成7年4月7日付け7農技第15号 改正:平成16年3月15日付け15農技第758号 改正:平成29年12月25日付け29農技第445号

改正:令和2年3月6日付け 元農技第668号

(目的)

第1 この要領は、蚕児及び魚介類に対して危被害を及ぼす恐れのある農薬について、使用 地域の指定等販売及び使用に関して必要な措置を講じ、もって農薬安全使用の確保に 資することを目的とする。

(指定農薬)

- 第2 この要領において「指定農薬」とは、農薬取締法(昭和23年法律第82号)第1条の 規定による農薬のうち、蚕児及び魚介類に対する危被害を未然に防止するため、特別な 指導が必要と認められるものとして、一般社団法人長野県植物防疫協会農薬安全使用 対策部会(以下「対策部会」という。)の意見を参考に別表1に定めるものをいう。
 - 2 知事は、蚕児及び魚介類に対する危被害を未然に防止するため、特別な指導が必要と認められるときは、あらかじめ対策部会の意見を聴き、指定農薬を定めるものとする。
 - 3 知事は、指定農薬を定めたときは、速やかに関係機関・団体及び農薬販売業者(卸売業者等)に周知するものとする。

(対策部会)

第3 一般社団法人長野県植物防疫協会長は、第2に定める指定農薬の選定、第4に定める 指定農薬を使用できる地域(以下「使用指定地域」という。)並びに対象作物(以下「使 用指定地域等」という。)の指定及び第5に定める使用指定地域等の変更に関して検討 するため、必要に応じて対策部会を開催し、知事に意見をいうものとする。

(使用指定地域等の指定)

- 第4 使用指定地域等の指定は以下の手続きで行うものとする。
 - 2 市町村長は、指定農薬が地域の農業生産安定に特に必要と認められるときは、危被害防止上必要な対策を講ずることができると認められる場合に限り、次に掲げる者の意見書を添えて、病害虫防除所長を経由して知事に指定農薬使用指定地域等指定申請書(以下、指定申請書という。)を提出するものとする。

なお、地域振興局をまたぐ広域的な調整が必要と認められる場合は、予め病害虫防除 所長へ相談するものとする。その場合病害虫防除所長は、関係する地域振興局長と協議 し、必要に応じて調整会議を開催するものとする。

- (1) 蚕毒の強い農薬にあっては養蚕関係者・団体
- (2) 魚毒の強い農薬にあっては水産関係者・団体
- (3) 関係する農業協同組合等の農業関係者・団体
- (4) 関係する隣接市町村長
- 3 病害虫防除所長は、前項の申請書の提出があったときは、使用指定地域等の範囲及び 危被害対策の内容について意見を添えて知事に進達するものとする。

また、病害虫防除所長は、必要に応じて地域振興局長に意見を求めることができるものとする。

意見を求めた場合は、地域振興局長の意見書を添えて知事に進達するものとする。

4 知事は、前項の進達があったときは、あらかじめ対策部会の意見を聴き、当該農薬について危被害防止上必要な対策を講ずることができると認められる場合に限り、当該指定農薬の使用指定地域等を指定するものとする。

(使用指定地域等の変更)

- 第5 市町村長は、既に指定されている使用指定地域等について、危被害防止上新たに 対策を講じる必要があると考えられる事由等が発生し、使用指定地域等を変更(削 除を含む)する場合は、病害虫防除所長を経由して知事に指定農薬地域変更申請書(以 下「変更申請書」という。)を提出するものとする。
 - 2 使用指定地域等の変更の手続きは、第4の2から4までに準ずるものとする。

(指 導)

- 第6 知事は、関係機関・団体等の協力を得て、次の各号について指導を行うものとする。
 - (1) 使用指定地域等の指定状況をとりまとめ、関係機関・団体等へ周知すること。
 - (2) その他必要な事項
 - 2 病害虫防除所長は、関係機関・団体等の協力を得て、次の各号について指導を行うものとする。
 - (1) 使用指定地域等の指定状況を市町村へ周知すること。
 - (2) 関係者、農薬販売者、農薬使用者等からの照会に対応するため、使用指定地域を示す地図等を整備すること。
 - (3) その他必要な事項
 - 3 地域振興局長は使用指定地域等の指定状況を、管内の農薬販売業者に周知すると ともに、この趣旨に沿った取扱いがされるよう要請すること。
 - 4 地域振興局長は使用指定地域等の指定状況を、指導会等を通じて管内農薬使用者に周知するとともに、この趣旨に沿った取扱いがされるよう協力を要請すること。
 - 5 市町村長は、関係機関・団体等の協力を得て、次の各号について指導を行うものとする。
 - (1) 管内及び関係市町村の使用指定地域等の指定状況を農薬使用者に周知し、趣旨の徹底を図ること。
 - (2) 関係者、農薬使用者等からの照会に対応するため、使用指定地域を示す地図等を市町村及び農業協同組合等に備えておくこと。
 - (3) その他必要な事項

(販 売)

- 第7 農薬販売業者は、指定農薬を販売しようとするときは、次の各号に留意して指定農薬 の適正な販売に努めるものとする。
 - (1) 長野県農薬管理指導士認定事業実施要綱に基づく農薬管理指導士をおくこと。
 - (2) 譲受者が使用指定地域等の範囲内で使用するものであるか否かを確認し、趣旨を説明すること。
 - (3) 販売量は必要最小限とし、適正に保管すること。
 - (4) その他必要な事項。

(使用)

- 第8 農薬使用者は、指定農薬を使用しようとするときは、次の各号に留意して指定農薬による危被害防止に万全を期すよう努めるものとする。
 - (1) 使用指定地域等の範囲外では使用しないこと。
 - (2) 使用指定地域等の範囲内であっても、蚕児、魚介類に対して危被害発生の恐れがある場合は使用しないこと。
 - (3) 農作物病書虫・雑草防除基準による対象作物及び適正使用基準の範囲内で使用すること。
 - (4) 使用するときは、関係指導機関の指導を受けるとともに、当該指定農薬の特性、使用 方法等を十分理解したうえで使用すること。
 - (5) 万一事故がおきた場合は、当事者が誠意をもって解決に当たるとともに、速やかに関係機関へ報告すること。
 - (6) その他安全使用の確保に必要な事項

(報告)

第9 知事は、危被害を防止するため必要があると認めるときは、農薬販売業者等に対して、 指定農薬の流通その他必要な事項について報告を求めることがある。

(補 則)

第10 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

(附 則)

- 1 この要領は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 合成ピレスロイド剤を含有する農薬の安全使用推進要領は廃止する。
- 3 この要領は、平成16年3月15日から施行する。
- 4 この要領は、平成29年12月25日から施行する。
- 5 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

指定農薬危被害防止対策推進要領の運用について

- 第1 指定農薬危被害防止対策推進要領(以下「要領」という。)第2の規定による指定農薬については、指定農薬名、該当銘柄名、対象作物、危被害の対象、留意事項及び地域 指定の有無を定めるものとする。
- 第2 要領第4第1項及び第5第1項に規定する、指定農薬使用指定地域等指定申請書および指定農薬使用指定地域等変更申請書の提出期限は病害虫防除所長が定める。
- 第3 要領に基づく申請書等の様式は次のとおりとする。
 - (1) 要領第4第1項及び第5第1項に規定する指定農薬使用指定地域等指定申請書及び 指定農薬使用指定地域等変更申請書・・・様式第1号
 - (2) 要領第4第2項及び第5第1項に規定する意見書・・・様式第2号
 - (3) 要領第4第3項に規定する進達・・・様式第3号
 - (4) 要領第4第1項に規定する指定農薬使用指定地域等指定申請書に添付する申請内容・・・様式第4号
 - (5) 要領第5第1項に規定する指定農薬使用指定地域等変更申請書に添付する申請内容・・・様式第5号
- 第4 使用規制地域の指定にあたっては、規制地域を明確にするため、字名までで標記し、 規制地域を示す地図は原則5万分の1の地図を使用することとする。
- 第5 この要領の施行前に定められた「合成ピレスロイド剤を含有する農薬の安全使用推進要領」に基づく合成ピレスロイド剤の使用地域は、この要領の使用指定地域とみなす。
 - 2 前項の規定において、IGR剤の使用地域は合成ピレスロイド剤の使用指定地域と同じものとみなす。

番 号 年 月 日

指定農薬使用指定地域等指定(変更)申請書

長野県知事 様 (病害虫防除所長経由)

市町村長 印

指定農薬危害防止対策推進要領第4(第5)の規定により、下記のとおり使用指定地域等を指定(変更)してください。

記

- 1 申請内容 別紙様式第4号(第5号)のとおり
- 2 申請理由 (対象作物及びその栽培状況、危害防止対策等)
- 3 添付資料
 - (1) 使用規制地域を記した地図(2部)
 - (2) 必要に応じて養蚕関係者、水産関係者、農業団体等、隣接市町村長等の意見書

番 号 年 月 日

指定農薬の使用指定地域等の指定(変更)に関する意見書

様

住所機関名代表者氏名

指定農薬危害防止対策推進要領第4(第5)の規定による(貴管内の)使用指定地域等の 指定(変更)に関する意見は下記のとおりです。

記

- 1 申請内容 別紙様式第4号(第5号)のとおり
- 2 申請内容に対する意見 (使用指定地域等の範囲及び危被害防止対策が適正かどうか等)

番 号 年 月 日

農政部長様

病害虫防除所長

指定農薬使用指定地域等指定(変更)申請書の提出について(副申)

指定農薬危被害防止対策推進要領第4(第5)の規定により、別添のとおり申請がありましたので、意見を添えて進達します。

記

- 1 申請内容
 - 別紙様式第1号及び第4号(第5号)のとおり
- 2 申請内容に対する意見 (使用指定等の範囲及び危被害防止対策が適正かどうか等)
- 3 添付資料
 - (1) 使用指定地域を記した地図(1部)
 - (2) 地域振興局長の意見書(様式第2号)

(様式第4号)

指定農薬危被害防止対策推進要領第4の規定による使用指定地域等申請内容

指定農薬名	市町村名	対象作物	使用指定地域	備考

(様式第5号)

指定農薬危被害防止対策推進要領第5の規定による使用指定地域等変更申請内容

	指定農薬名	市町村名	対象作物	使用指定地域	備考
変更前					
変更後					